平成２９年（フ）第２１５号
福井県あわら市宮谷第39号１番地
債務者　塚田　敏之
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
福井県あわら市宮谷第39号１番地
債務者　塚田このみ
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
（前住所）福井市日光２丁目24―20　サングランドハイツ105号
債務者　西川　広美（旧姓花澤）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
福井県鯖江市横越町第22号37番地
債務者　齋藤豊代江
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
東京都八王子市北野町124―６　レオパレスクレセント101、住民票上の住所山梨県韮崎市下祖母石2415番地１
債務者　奥垣内　憲
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
熊本市西区河内町大多尾246番地
債務者　村上　浅規
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２２号
大分県別府市大字鶴見4548番地の266　県営扇山第２住宅１Ａ―１―29号
債務者　後藤　　唯
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
福岡県筑後市大字鶴田417番地　市営住宅鶴田団地211号
債務者　橋立　　太
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
福岡県筑後市大字鶴田417番地　市営住宅鶴田団地211号
債務者　橋立　秀子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市美園町２丁目12番19号ジェーハイツ美園208
債務者　熊谷　正志
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８号
栃木県真岡市白布ケ丘10番地３
債務者　山田　千春
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（フ）第５７号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井1315番地　中電川辺寮　管理人室、前住所岐阜県加茂郡富加町高畑374番地１　高畑住宅Ａ棟101号
債務者　川合　英子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第５８号
岐阜県美濃加茂市中富町１丁目６番23号、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋4339番地
債務者　川合　貴志
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１１８６号
名古屋市中村区名駅南５丁目７番22号　アーバン名駅南102号、従前の住所名古屋市中村区名駅３丁目11番13号　レジデンス鈴木501号
債務者　太田　　満
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１１号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮東５番地ファミール宮203号
債務者　小久保二三子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２号
愛知県一宮市上祖父江字中野東88番地２
債務者　岩田　裕子（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部